

北海道私立小中学校等経済支援

入学後発生した家計急変により授業料の納付が困難となった世帯への支援を目的としています。

年収 400 万円未満相当の世帯及びその後も引き続き年収 400 万円未満相当の世帯が対象です。

家計急変とは以下の用件等に当てはまる方です。

- ◆災害
- ◆保護者等の死亡又は心身の著しい障害
- ◆失職
- ◆保護者等の長期療養
- ◆離婚

授業料減免期間 4月から翌年3月まで
(但し、10月に再度申請が必要です)

減免額 月額 28,000 円を上限とします。

申請用紙配布期間 令和6年5月9日から令和6年5月15日まで
希望者は申請書類を中学校事務室でお受け取り下さい。

申込期間 令和6年5月10日から令和6年5月17日まで

交付決定 6月下旬(予定)

交付決定後、還付及び授業料減免といたします。